第5回 部活動の在り方検討会

日 時:平成30年6月14日(木) 9:30~12:00

場 所:島根県庁分庁舎 2階 教育委員室

自己紹介

(新委員自己紹介)

会長挨拶

みなさん、おはようございます。座らせていただきます。

梅雨の半ばで、今日は晴れて非常に良い気持ちですけれども、高等学校、中学校におかれましては、 この5月・6月は、高校では県総体、そして中学校では市郡大会ですか、こういう大会が目白押しで、 まさにこの部活動の在り方について協議するには非常に参考になるところではないかと思います。

また、文化部のほうは良く存じませんけれども、私は南高校の近くに住んでおりますけれども、ブラスバンド部というのですか、音が聞こえたり、体育館の壁面には全国大会を知らせる垂れ幕がかかっていたり、こういったところで次への展開があるのかなと感じているところです。

今日は第5回目の在り方検討ということになりますが、今日は特に県版のガイドラインに盛り込む 内容の検討というのがミッションでございます。今日は事務局のほうから内容について詳しく説明が ありますので、それらについて委員のみなさんからご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞ よろしくお願いいたします。

会議の公開について

(設置要綱第5条に基づき公開の了承)

報告事項1

○事務局

それでは、説明させていただきます。方針等策定済み都府県のその後の対応について、資料 1-1 を ご覧ください。

①市町村や各学校への周知方法、②保護者への周知方法という形で表にまとめております。前回、4回目の会議のところで、保護者宛ての文書があるかどうかということを確認していただきたいということでしたので、②のところが主となると思います。

資料 1-2、次のページは、宮城県の教育委員会。資料の 1-3 は、群馬県教育委員会がそれぞれ保護者宛て用に作成された文書です。ホームページ等には掲載されておりません。直接メールで送っていただきました。

宮城県につきましては、「教育委員会で作成した保護者宛ての文書を県立学校や市町村に送付し、必要に応じて各学校、市町村で文書を加えて、保護者に送付してほしい」とお願いをしたということです。群馬県につきましては、「教育委員会で作成した文書を保護者に送付してほしい」と県立学校や市町村に依頼をしたということです。

資料 1-4 は、神奈川県教育委員会が作成されたリーフレットです。各学校で保護者にも対応できるようにということで作成されたものです。

資料 1-5 は、方針の策定はまだですけれども、山口県の啓発リーフレットです。平成 29 年度版、 平成 30 年度暫定版ということで付けております。そのあと、県立学校長宛て、各市町村宛て、リーフレットの元版、合計 6 枚を付けさせていただいております。この資料 1-2 から 1-5 までは保護者宛ての文書になります。

続いて、資料 1-6、1-7 ですが、神奈川県は 2 種類の方針を出されたということで、その 2 種類の方針を資料として付けております。

資料 1-6 ですが、神奈川県は、県と教育委員会連名で、神奈川県の部活動の在り方に関する方針が 策定されています。その方針は、市町村及び学校法人も含めて、学校設置者に送付したとのことです。

さらに、資料 1-7 にあります神奈川県立学校に係る部活動の方針を教育委員会として策定し、県立学校に示してあるということです。

なお、神奈川県につきましては、私立学校に、この方針に沿った形での部活動をするように、担当 課からお願いはしてあるということですが、「実行されているかどうかの把握はできていない」という 回答をいただいております。

○会長

事務局より説明がありました。何かご質問やご意見はございますでしょうか。特に前回、この件について質問されました委員の方、何かありましたら、お願いいたします。

……質問・意見なし………

それでは、続きまして議事に移ります。

第4回検討会で適切な休養日と活動時間の設定について議論いただき、大枠がまとまってきました。 まずは資料 2-1 について、事務局より説明をお願いいたします。

議事1

○事務局

適切な休養日と活動時間の設定について、資料2-1をご覧ください。

左側に国のガイドライン、右側に県の案としており、前回の委員の皆様からの意見を基に、中学校についてはAからC、高等学校についてはDからFのように分類をして、表にまとめております。

中学校では学期中・長期休業中とも、休養日、活動時間の設定については国に同じ。高等学校では、 学期中の休養日は週1日以上、活動時間は平日長くとも3時間程度、休日は長くとも4時間程度、長期休業中は国に同じということで表しております。

G の考慮すべき留意点、欄外の(3)、教員の働き方改革の観点から考慮すべき事項については、資料の 2-2 のところで説明したいと思います。

○会長

それでは、今の資料 2-1、これまでのところで何か質問等はございますでしょうか。前回まとめた ものでございます。

……質問・意見なし………

それでは、今日は具体的なところに入りますけれども、資料 2-2 からになります。前回の検討会で、 適切な休養日や活動時間の設定理由、留意点について、みなさんが納得するものでなければならない とご意見をいただきました。

それらを踏まえて、事務局のほうで案を考えていただいています。 適切な休養日と活動時間、設定 理由、そして運用上の留意点の記述内容について検討していきたいと思います。

まず、資料 2-2 を一括して事務局より説明していただいたあと、1 ページずつ、個別に見て意見を いただきたいと思います。

それでは事務局、お願いいたします。

○事務局

資料の 2-2、1 ページをご覧ください。適切な休養日と活動時間の設定(案)としております。

国のガイドラインにおいて、「都道府県は、『運動部活動の在り方に関する方針』の策定にあたっては、国のガイドラインに示された基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記すること」とされています。

島根県の方針を策定するにあたり、中学校、高等学校のそれぞれの現場で分かりやい、使いやすい 方針とするために、敢えて分けて考えることにしました。さらに学期中の休養日、学期中の活動時間、 長期休業中の休養日・活動時間についても分けております。 A から G のアルファベットについては、先ほどの資料 2-1 の県の案の部分に対応したものです。これから説明をします資料 2-2 の 2 ページから 7 ページの記載についてですけれども、一番下のところに書いております。

四角の枠の中に、具体的な休養日の日数や活動時間の基準を明記しています。その下に、白丸で設定理由や考え方を示しています。さらに、黒丸で特別な事情に対応するための運用上の留意点等について示しています。中学校、高等学校で同じ記述をしている部分もあり、それについては(中高)としております。

G の考慮すべき留意点につきましては、学期中であるとか長期休業中、あるいは休養日や活動時間 の部分的な括りとしては捉えにくい活動や、学校生活全体に係る交流事項を記載しています。

また、(3) 教員の働き方改革の観点から考慮すべき事項については、生徒の立場からの休養日や活動時間の設定ばかりでなく、教員の立場からも考慮しなければならないことを挙げております。

それでは、資料 2-2、2 ページをご覧ください。

(1) 中学校についての内容です。ここからは読み上げさせていただきます。

原則として、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。(平日に少なくとも 1 日以上、土曜日及び日曜日に少なくとも 1 日以上の休養日を設ける)。

設定理由・考え方については、「平成 29 年度運動部活動に関する調査」より、県内の中学校で平日に活動を中止日として設定しているものは約 97%。土日の活動について活動しないように取り決めているのは 1%。両日とも活動する場合が多いと回答したのは約 42%であった。

ほとんどの中学校では、平日に部活動の中止日を設定している実態がありました。土日については、 両日活動する学校と、どちらかを活動する学校の割合はあまり変わらないということが分かりました。

スポーツ医・科学の観点から、休養日が必要である。「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動について」(平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会)において、行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、「休養日を少なくとも1週間に1から2日設けることが望ましい」ことが示されている。

心身両方の面から休養日は大切である。

休養日は成長期にある生徒のスポーツ障害や怪我、事故の防止、体力回復において必要である。 筋肉を成長させるために休養は必要である。

休養日はスランプの予防にも役立つ。

集中力を上げるためにも休養日は重要である。

休養日の設定にあたっては、「しまね家庭の日」(毎月第3日曜日)の取組を考慮する。

休養日を設定することで、学業との両立が図られる。

留意点等については、休養日として設定していた日に大会やコンクール、合宿等が開催された場合、 休養日を他の日に設定する等、柔軟に対応するとしております。

3ページ目をご覧ください。B: 学期中の活動時間について、1日の活動時間は、原則として、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度にする。

設定の理由・考え方について、「平成 29 年度島根県の公立中学校・高等学校における調査結果」より、平日の放課後の活動時間については、中学校で 1、2 時間程度活動している割合が最も高く、約51%であった。土日の活動時間については、3、4 時間程度活動している割合が最も高く、土曜日が約45%、日曜日が約35%であった。

できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うのが望ましい。

スポーツ医・科学の観点においても、適切な活動時間である。「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会)において、行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、「週あたりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

留意点等については、1 週間の中で終業時間が違うこともあるため、曜日によって活動時間を変更 するなど、柔軟に対応する。

日没時刻との関係上、競技の活動時間は夏季に比べて短くなることも考えられるため、施設によって活動時間(活動終了時間)を変更する等、柔軟に対応する。

大会前やハイシーズン、合宿や遠征のため、活動時間を増やす必要がある場合については、柔軟に 対応する。

体育館やグラウンドの使用ローテーションや、天候により活動場所や時間に制約がある場合、活動 時間を変更する等、柔軟に対応するとしております。

4 ページをご覧ください。中学校の長期休業中の休養日・活動時間について。原則として、①休養日の設定は学期中と同じ(週 2 日以上)。②活動時間の設定は学期中の週休日と同じ(長くとも 3 時間程度)。

①休養日では、学期中の考え方をそのまま活かすこととした。 週単位で考えるほうが活動計画を立てやすい。

留意点等については、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。

十分な休養を取ることができる。

部活動以外にも多様な活動を行うことができる。

家族と一緒に過ごす期間ができる。

②活動時間では、設定理由・考え方については、長期休業中については学期中の週休日扱いとし、

活動時間は長くとも3時間程度とする。

留意点等については、長期休業中の休養日や活動時間の設定については、この期間にしかできないような活動(県大会・全国大会・長期遠征・長期合宿等)への参加も考慮し、柔軟に対応する。

G:考慮すべき留意点。種目の特性から、シーズン制で活動を行う部活動や、短期間で集中的な活動を行う部活動もある。そのような部活動は、特性を考慮し、休養日や活動時間の設定について、柔軟に対応する。

休養日や活動時間の設定については、定期試験や学校行事等も考慮に入れ、適切に対応するとして おります。

5 ページからは高等学校についての内容です。中学校と異なっている部分について、主に読み上げ させていただきたいと思います。

学期中の休業日について。原則として、週当たり1日以上の休業日を設ける。

設定理由・考え方について、「平成 29 年度の運動部活動に関する調査」より、県内の高等学校で平日の活動中止日を設定しているのは約 71%。土日の活動について、両日とも活動する場合が多いと回答したのは 60%であった。平日の中止日ついては、一斉に設けている学校はありませんでしたが、7割は各部で設けているという実態がありました。土日の活動については、両日活動している割合が、どちらか活動するよりも高いということが分かりました。

医・科学的な観点からは中高同じですので、省かせていただきます。

次のところも省かせていただきます。

白丸のところですが、「高等学校では」というところを読み上げます。高等学校では、中学校教育の基礎の上に生徒の興味・関心、能力・適正、進路等に応じた多様な教育が行われており、自己実現に向け、部活動を視野に入れて高等学校を選択している生徒がいることを考慮する。

重点校をはじめとする部活動の特色や、学校魅力化の観点から、部活動の推進に努め、選手強化や競技力向上を目指している高等学校もあることも考慮する。

留意点等については2つ目の丸です。各高等学校における部活動の特色も踏まえ、学業との両立を 図ることができるように留意するとしております。

6 ページをご覧ください。高等学校の学期中の活動時間です。1 日の活動時間は、原則として、長くとも平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とする。

設定理由・考え方については、「平成 29 年度島根県の公立中学校・高等学校における部活動調査結果」より、平日放課後の活動時間について、高等学校では 2、3 時間程度活動している割合が最も高く、約 54%であった。土日の活動時間については 3、4 時間程度活動している割合が最も高く、土曜日が約 33%、日曜日が約 24%であった。

高等学校では、中学校教育の基礎の上に、生徒の興味・関心、能力・適正、進路等に応じた多様な

教育が行われており、自己実現に向け、部活動を視野に入れて高等学校を選択している生徒がいることを考慮する。これは先ほどの休養日の設定と同じです。

次も先ほどの休養日の設定と同じです。重点校をはじめとする部活動の特色や、学校魅力化の観点から、部活動推進に努め、選手強化や競技力向上を目指している高等学校があることを考慮する。

留意点等については、全て中学校と同じですので、省かせていただきます。

7 ページをご覧ください。高等学校の長期休業中の休養日・活動時間。原則として、①休養日の設定は学期中と同じ(週に1日以上)。②活動時間の設定は、学期中の週休日と同じ(長くて4時間程度)。

休養日では、設定理由・留意点については中学校と同じです。

活動時間について、長期休業中については学期中の週休日扱いとし、活動時間は長くても 4 時間程度とするとしております。

留意点等については中学校と同じです。

- G の考慮すべき留意点についてですが、これも中学校と同じとしております。
- (3) 教員の働き方改革の観点から考慮すべき事項について。休養日の設定や、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことで、教員の多忙化の予防にもつなげること。

長期休業中の休養期間 (オフシーズン) を設定することで、部活動顧問の心身のリフレッシュを図ること。

定期的に適度な休養日・活動時間を設定することで、家族と一緒に過ごす期間ができるよう配慮することとした。

以上、資料2-2について、説明をさせていただきました。

○会長

それでは、まず、2-2 の 1 ページの項目のところになりますが、ここで何か質問等はございますで しょうか。

○委員

下に書いてある黒丸の項目については、ガイドラインを最初につくるときに、「掲載しますよ」という、「こういう内容のことを書きますよ」という趣旨ですか。

○事務局

一応、そのようなことを想定しております。

○委員

白丸は、今回ガイドラインをつくるときに「こういうことをベースに考えました」ということですか。

○事務局

はい。

○会長

そういう使い分けをこのマークでしたということですね。

ほかはよろしいでしょうか。

……質問・意見なし……

それでは、もう1ページめくっていただきまして、中学校の学期中の休養日のページでございます。 このページについて、何かご意見や質問等がありましたらお願いいたします。

○委員

一番下に「休養日を他の日に設定する等、柔軟に対応をする」というような書きぶりがありました。 このあとも「柔軟に」ということが何回も出てくるのですが、柔軟にやった上で、やはり休養日を確保するということが一つ大事なことだと思うのです。今回は「他の日に設定する」と書いてあるのですが、ほかのところも同じような書きぶりが必要ではないか。

例えば宮城県は、一番下に、ハイシーズンのことについてですけれども、「休養日を十分に確保する」というような記述がありますけれども、月なのか年間なのかは置いておいて、しっかり休養日を確保するのが子どもたちの活動のためでもあるということだと思いますので、そういった表記がもっと色々なところに必要なのではないかと思います。

これも「柔軟に」というよりは、きちんとどこかで「休養日を確保してください」というような趣旨の言葉にしたほうが良いのではないかと思うのですが。

○会長

これはいかがですか。この表現ですけれども、この「柔軟に対応する」というところが何を意味するのか。「学校の裁量でやってください」という意味なのか、「設定日は設定してください。ただし、学校で柔軟にいつの時期かに設定してください」という意味なのか、今、委員さんがおっしゃったように、はっきりと書き込むかどうかということだと思いますが。

○事務局

事務局としては、「柔軟に学校の裁量で対応ができるように」という意味で書いております。

○会長

要するに、「設定をしてください」という主旨が含まれるということですね。

○事務局

はい。

○会長

これは読み取れますか。

○委員

色々な取り方ができると思うのですけれども、「毎週 1 回は無理でも、ある週でできなければ、別の週でその分余分に」というつもりかもしれないけれども、そう読むかどうか分からないですよね。「柔軟に対応する」というようにしか書いていないと。

例えば、「大会直前は休養日を設けなくても良いですよ」、「ほかの週は週 1 日ですよ」というようにとることもできると思います。「柔軟に」というように書きますと。もう少し明確に「確保する」ということが必要ではないかと思います。

○会長

ほかの委員の方、表現上、今の問題はいかがでしょうか。

○委員

そもそもそうやって「どこかで確保する必要がない」という議論になるとまた別になると思いますけれども。

○会長

柔軟に対応して、休養日をほかに設定するということなのですかね。

○事務局

委員さんの間で色々意見をいただきたいのですが。

○会長

この表現から色々とれるということで、きちんともう少し書き込んだほうが良いのではないかとい うことですが、具体的な案がありましたらお願いいたします。

○委員

私はこの「柔軟に対応する」という表現でありがたいと思っております。校長としては、こうやって書いていただくと、例えば学校で「この部活動はコンクールがあるから、この時間だけ特別に練習させてほしい」というような願いが出てきますので、校長決裁でそういったことを通しています。

ですから、こういう表現がほかの県でも表現されていますので、こういった表現をしていただくとありがたいかなと思っております。

○会長

ほかの方はいかがでしょうか。

○委員

まだ十分まとまっていないのですけれども、休養日の設定ということは基本的に示す必要性はある と思います。

ただ、伝聞で申し訳ないのですけれども、出雲市教委さんが運動部活動に関してのガイドラインというか、それを出されたようで、一律に「こうしましょう」というような内容のものが下りているようで、現場の捉えとしては色々な受け止め方があるという声を組合員さんから聞いておりまして、ですから、玉虫色といったら良くないかもしれませんが、本心としてはこうなのだけれども、やはり現場でしっかり議論して、現場で合意形成をつくっていくという趣旨が表現に反映されると良いのではないかなというように思います。

○会長

具体的な表現がありますか。

○委員

今はないのですが、その点でいうと、委員さんが言われたように、この表現のみだと色々な取り方というのはあるし、紋切り型の表現だと受け入れられにくいものになってしまう可能性もあるかなというように思っているということです。

○会長

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

今、委員さんがおっしゃったのは、例えば休養日に大会やコンクールがあった場合、どこかで休養 日を設定する必要があるのだけれども、必ずしもそこができない場合もあるというようなことですか。

○委員

はい。従来はここまでの時間のことや曜日のことで、「特別に練習させてほしい」、「活動させてほ しい」というような顧問からの願いが出たら、検討して決裁します。

○会長

今、出雲市の話が出たのですけれども、その辺りのところはいかがでしたか。

○委員

出雲市は、4月9日に市教委からそういった文書が出ましたが、当初は「こうします」という、先ほど委員さんが言われたような言い方だったのですけれども、「1年間ほど猶予がほしい」ということで、各校で1年間かけて、これに近い形にどうやってもっていくか、あるいは、各校の実情に応じてどのようにしていくかということを考えていくというような時間をいただきましたので、今、それに向かって各校が取り組んでいるところです。

○会長

この黒丸が、特別な事情に対応するための運用上の留意点というところですので、特別な事情、大会等が休養日に充てたところにあるということですので、ここのところをどの程度までここに書き込んでいくかということになりますが、ほかの委員はいかがでしょうか。

○委員

今のご意見を伺いながらですけれども、この文章の中に「大会やコンクール、合宿などが開催された場合、この大会終了後、速やかに休養日を他の日に設定するなど、柔軟に対応する」というような文言にすれば、休養ということですから、かなり先に代わりの休みがきても意味がないわけで、「大会が終了したあとに速やかに」というような文言が入れば良いのかなという思いが少ししております。

○会長

委員さん、今のご意見、いかがでしょうか。

○委員

これは「休養日を他の日に設定する」という趣旨があるので、そこは分かるのですけれども、この あと、だんだん曖昧になっていっているような感じがしまして、「柔軟に」というものが。それで少し 気になって。先ほどおっしゃったことで良いと思います。

○会長

他県でも大会のあとに休養日を設けるとか、色々文書もあったりするのですけれども、今、委員さんがおっしゃった内容、文章の構成、「大会後、速やかに休養日を設定するなど、柔軟に対応する」という表現でいかがかということですが。いかがでしょうか。大体、その方向でよろしいでしょうか。 委員さんもよろしいですか。

……異議なし……

それでは、ここはそのように収めさせていただきます。

ほかにございませんでしょうか。

○委員

休養日の設定の根拠として出された、スポーツ医・科学的な知見からの根拠が示されているというのは、非常に科学的な情報ということで、これは非常に良いのではないかなということを思いながら見ていました。

○会長

やはり、この論拠がどこにあるのかということが示されないと、一般的に言われているとか、これでは通用しませんので、ここにはきちんと書き込んであるということで評価があるということです。 ほかはよろしいでしょうか。

○委員

休みの考え方で、神奈川県さんが示しておられる 52 週の考え方というのを少し教えていただきたいということと、それから、新年度が始まって、「このようなことを学校はしていきますよ」、「市教委はこのようなことを言っていますよ」ということを学校は伝えているのですけれども、地域のみなさんは、なかなかそれがまだ伝わっていなくて、これまで練習をしていた日を休みにする。ところが、その日に地域の行事が入って、例えば文化部が地域のボランティアに出かけて行って演奏会をすると

か、そういったものがどんどん入ってきます。「ボランティアしてくれないか」という依頼がきます。 そういったところの周知を行政のほうからもう少ししていただきたいなということと、それから、 現在の中学校の週休日としては、恐らく月曜日が多いと思うのです。月曜日は職員会議を行って、そ のとき生徒は下校するというようなパターンですけれども、土日のいずれかで休みを取って、月曜日 で休みを取るということになると、私の考えるトレーニングというか練習から考えると、それは休み が近すぎる。私の話で申し訳ないですけれども。ですから、水か木に1回休んで、土曜か日曜に休め ば良いかなと自分では思っているのですけれども、全体の流れが会議や研修は月曜日・火曜日にはも ってこないということがあるので、月曜日に職員会議をするという前提で県全体が動いておりますの で、そういったことも中期スパンで考えてもらいたいなというのがお願いです。

○会長

ここで示すのは何曜日というわけではありません。そこのところは運用上、各学校なり地域で設定する必要があるのかなと思っておりまして、週休日、そして平日の休みがこれだけ必要という意味での取決めになりますので、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

あと、地域への広報関係、地域とのつながりの中で、中学校・高校がどのような活動をしているのかという周知については、これは地域との連絡協議会か何かがないのですか。

○委員

ありますけれども、色々な団体がおられますので、一斉に周知がなかなか難しいのが現実です。

○会長

これを行政からできるのですか。いかがですか。

○事務局

県は県立学校、市町村は中学校ということにしかならないです。

○会長

つまり地域となると、それぞれの学校単位ということになりますね。保護者とか。

○事務局

市町村単位です。このあと県の方針を参考にされて、市町村で方針を立てられますので、それをどのように関係先へ周知していかれるか。

○会長

私は中高の現場におりませんので良く分かりませんけれども、やはり今回のこのガイドライン、スポーツ庁のガイドラインが策定されて公表されたこと、そして今、都道府県がやっていること、これは市町村でやる。そして校長サイドでやっていくことについての流れについては、やはり広くみなさんが知っておかないと、一方的に部活動が少なくなったという評価もされがちです。

ただ、そうではなくて、「こういった意味がありますよ」ということをしっかり伝えていかないと、なかなかみなさんに受け入れてもらえないのではないかということについては、この周知ということについては、やはりしっかりしていかないといけない。

これはどこがやるべきかではなくて、どこもやらなければいけないと思うのです。県は県としての広報の仕方、そして市町村は市町村としてのやり方、学校は学校としてのやり方でもって、三者か四者が一斉にやっていかないと、「今、部活動の在り方はこのように考えていますよ」ということを一斉に出すべきだと思います。

やはり広く同一認識をしてこういうのを出していかないと、色々批判が出やすいということになろうかと思います。これに伴って働き方改革のほうも一つありますので、そういった意味で、どこがやらなければいけないではなくて、みんながやるという視点で捉えていかなければいけないのではないかと思います。

共通するのは、広く周知の必要があるということだと思います。

○委員

すみません、時間がないところで1つだけ、全く違う観点から聞きたいのですけれども、高校は自らが主体的に部活動を選択して、加入して、自己実現なり自己の開発に努めて参加してくれているのですけれども、中学校というのは、「生徒たちは必ず何か部活に加入しなさい」という、昔の私の感覚でいうとそうだったのですけれども、今はどうなのですか。

○委員

今は両方の学校があります。全員入部制が残っている学校と任意になっているところと。

○委員

そうですか。そういうことがあるわけですね。

○委員

はい。あるところがあります。

○委員

割合は分かりませんよね。分かりました。あるということですね。

○会長

何か資料がありますか。中学の部活動の加入の仕方や加入の現状ですが。 今でなくても結構ですので、もしあれば。

○委員

例えば、それで親も生徒たちも捉え方がだいぶ変わってくると思うのです。少しそれが気になった もので、確認の意味で。ありがとうございました。

○会長

やはり、これまでの経験値で物事を考えるということが誰もあると思うのです。「私たちのころはこうだった」という話ですが、15 年違えば考え方はかなり違いますので、医・科学的な知見もここに入っていって、やはりそちらのほうが「より子どもたちにとっても良いですよ」、「バランスの取れた成長ができますよ」ということを広く周知していくことが大事だと思います。

○事務局

すみません。全員加入かどうかという、昨年度の中学校の調査がありました。全員加入を原則としているのが 42.7%、任意加入としているのが 56.3%、その他が 1%ということでございました。

○会長

先ほどの52週というのはよろしいですか。

○事務局

そこは確認していませんでしたけれども、神奈川県では。週に1回休む中学校については、週に2日休みがある。それの52週で、104日になるというようになるのですけれども、休めないときには、合計でどこかで休みを担保して、とにかく「年間104日休みましょう」ということです。

○委員

担保できる日数ということですか。

○事務局

そうだと思います。計画表も送っていただいて、そこの中で、Excel でシートがつくってありまして、打ち込むと何日休んだということが出てきます。基本的には計画の中で 104 日休まなければいけないというような形で、そういうシートをつくったということです。

○委員

それもありということですね。

○事務局

そういうことです。長期休業中なども含めると、長期間の休みが取れたりするので、それも併せてですけれども、週に休めないときには、「年間でそれだけは休みましょう」ということになります。

○会長

この2ページについて、ほかにありますでしょうか。

……質問・意見なし………

それでは、3ページに移ります。

学期中の活動時間についての記載になります。ここのところで何かございましたら、発言をお願い します。

……質問・意見なし………

1つ、私のほうから質問させてください。

この活動の時間、土曜・日曜が書いてありますけれども、土曜日が 45%、日曜日が 35%ということですが、これはバラバラにした場合の%ですよね。

○事務局

はい。

○会長

これは一緒にやっているという資料がありますでしょうか。土日もやっているという。

○事務局

2ページのところで、「両日とも活動する場合が多い」という。

○事務局

2 ページの、先ほど学期中の休養日を見ていただきましたけれども、ここにグラフが左と右で並べてあります。

○会長

分かりました。どちらかが休みに入っているということになりますね。 活動時間ですけれども、いかがでしょうか。

○委員

先ほどの質問と関連するのですけれども、土日の平均的な活動時間というのはどういう意味ですか。 これは要するに、あとにもハイシーズンという表現がありますけれども、年間を通じて7時間もやる シーズンもあれば、3時間のシーズンもあって、年間を通して大体こういう時間だという、そういう 意味なのですか。平均的な活動時間というのは。年間を通じて、大体この程度の時間だということで すか。

○事務局

はい。

○委員

そうすると、今のハイシーズンというのは、具体にどういう意味ですか。

○事務局

試合前のときであるとか。

○委員

「大会前や」とありますけれども。

○事務局

大会前や夏休み中に合宿に行くであるとか。

○委員

そうですか。大会前や合宿や遠征がその前後に書いてあるものだから、別な意味があるのかなと思いました。

○会長

実は、ここのところは厳密にいえば、非常に捉えにくいデータにはなっています。部によってかなり違いますし、シーズンによって違います。やはりこういったところが、かなり色々なファクターがある中でのまとめになっていますので、どう読み取って良いかというのが実際非常に難しいのですが、総じてということですよね。

○事務局

ハイシーズンについては、捉えは色々あると思うのですけれども、前回の検討会において、ある委員の方が、シーズンによってできる競技と、ある特定のシーズンにしかできない競技の例を出されました。

そういうところにとっては明らかに、例えばウィンタースポーツにすると、冬でなければできない というように、練習時間としても長くなる。そういったことを踏まえてという意味もございます。

○委員

活動期間として捉えるべきではないかと思うのですが。大会前というのは本当に数日。ハイシーズンというのは、活動を活発的にできやすいシーズンという今の環境問題も含めてですけれども、そういう捉え。

つまり、休養期間なのか鍛錬期間なのかというイメージで捉えると分かりやすいと思います。

○委員

先ほど会長さんも言われましたけれども、色々な部活があって、色々なシーズンがあって、シーズンによって、私は高体連ですけれども、高野連的にいえば、例えば野球もシーズンがあって、冬場はオフがあってという中で、1日やるシーズンもあれば3時間程度で終わるシーズンもあったりして、

そういう色々なことを考えると、この平均的な活動時間で色々考えて、一律に線を引くことは大事なのだけれども、その実態を上手に精査しながら、それこそ柔軟に対応するというか、そのあたりをどう但し書きに入れ込んで、みなさんに遵守していただけるような形になるのだろうかという、このあと高校もありますけれども、高校はもっと余計なのではないかという気がしますけれども、そう思って質問させてもらいました。

○会長

委員さんが良く使われますけれども、スポーツの世界では、移行期とか鍛錬期とか試合期という期を設けています。そして1年間でサイクルしていくというような呼び方があるのです。

これはスポーツの中ではそのように表現するのですけれども、これがみなさんに通じれば、そういったようなことを書けば良いと思いますけれども。

それでは、ここのところの表現の仕方については、課題ということにしておきましょう。 ほかに何かございますか。

……質問・意見なし………

それでは、次へ進ませていただきます。

4ページ、長期休業中の休養日・活動時間についてでございます。ここのところはいかがでしょうか。

○委員

G の考慮すべき留意点のところですけれども、これは先ほどのことにも絡むのですけれども、シーズン制で活動を行うような表現が書いてあって、私にとってハイシーズンという、これと全く同じことを言っておられるのかどうか分かりませんけれども、先ほどの話で出たハイシーズンの捉え方をすれば、こういう表現のほうが分かりやすいかなと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

最初に言ったことに戻るのですけれども、例えば②の活動時間にしてもGにしても「特性によって 柔軟に対応する」と書いてあるのですけれども、この「柔軟に」というのは、動かしても良いけれど も、休養日を設けなくても良いという趣旨ではないと思います。

一方で、「ある程度の休養日確保ができるように考える」というような文言があったほうが良いので

はないかなと思います。

例えば、最後は「適切に対応する」というようになりますよね。「試験前はある程度休みましょう」 という趣旨にとれると思うのですけれども。

○会長

具体的な表現がありますか。

○委員

「適切な休養日を確保する」というようなことを最後に付けられないかなと思うのですけれども。

○委員

同じように思います。

○会長

もう一度お願いします。

○委員

「十分な休養日を確保する」と。例えば、「一方で、十分な休養日を確保する」。「柔軟に対応する」 で終わっているあとに、「その一方で、十分な休養日を確保するように」。

○委員

「努める」だといけませんね。

○委員

実に表現としては難しいなというように思うのですけれども、戻るようで申し訳ないのですけれども、例えば、「休養日として設定していた日に」といって、そういう日に最初からコンクールがあるのに、なぜ休養日に設定するのかと、私は不思議な表現だなと思って見ていたのですけれども、この「柔軟に」というのは取り方の問題として先ほども説明されたので、今、委員がおっしゃるように、「十分な休養日を設ける」というのをあとから付けていって、「きちんと取りなさい」と。「対応の仕方としては柔軟に対応するけれども、休養日は確保しなさい」という表現にしておいたほうが分かりやすいなと、確かに思います。

しかし、そもそも「休養日に設定した日にコンクールがあるから、練習します」ということ自体が

私はおかしいなと思って、これは感想なのですけれども、そういう計画をそもそも活動計画に組むのかなと思ってこの表現を見ていたのですけれども、原則として、週の話で、学期中の休養日や週当たりの話だから、それは良いと思うのですけれども、取り方として、柔軟なものは学校裁量としてきちんと認めてやらなければいけないし、敢えてここは休養日を設定するということでやっているので、そこまで書くのか書かないのか、みなさんの合意が必要でしょうけれども、私としてはあっても良いかなとは思います。「十分」という言葉を入れるのか分かりませんけれども、「適切に休養日を設ける」というように表現をしたほうが良いと思います。

○委員

元々、一番最初の $A \cdot B \cdot C$ 云々の四角が、色々な目的を込めた大原則であるから、ここがまず大事で、普通但し書きだろうと思うのですけれども、ここにも「学期中と同じ」と書いてあるので、今、 $A \cdot B$ の議論をしましたけれども、 $A \cdot B$ についてきちんと書いていただければ、このC の但し書きについては、長期休業中に関わる特別な観点で、あるものについて書くのみにして、それ以外は「学期中に準ずる」で良いのではないかと思います。

ですから、Aでもこのような議論をし、ここでもまた同じような議論をするというのは、同じような文章を載せるということだと思うのですけれども、それに意味があるのかなという気がしています。 それから、先ほどの「休養日の設定に大会が」というのは、例えば、「中学校が土日に1日休むならば、土日に大会がある場合は、どちらも休養日に設定できないので、別な日に設定してください」という話かなというように理解していました。

いずれにしても、一番下の黒丸などは、長期休業中の但し書きに定期試験と書いてあると、少し違 和感はあるなというように思っています。

○事務局

今、4ページをご覧いただいております。ここに C の長期休業中のことが書いてありますが、G というのが全体に係る、要は資料 2 の 1 枚目、横長の紙を見てもらうと、図解しております。どこにも係るという意味で、そのために G があります。違ったページにすれば良かったのですけれども、G は校種問わず、時期問わずということで。

○委員

今のGの黒丸の1つ目のお話だと思うのですけれども、いっそのこと2行目、「そのような部活動は、特性を考慮し、休養日や活動時間を設定する」と言い切ってしまえば良いような気がするのですけれども。特性を考慮するわけですから、「休養日や活動時間を設定する」というように言い切ってしまえば、

そうすれば休養日も活動時間もきちんと設定できるということではないかと思います。

○会長

コンパクトな表現になりましたが、これで全部含まれるような気もしますけれども。

○委員

Gは全体に係ることですよね。

○会長

そうです。

○委員

そうなると、例えばAのところにもそれがかかってくる。そうなると、例えば中学校であれば「平日に1日以上、土日に1日以上」というところも、通年で少し変えても良いみたいなニュアンスが出るのかなと思います。

○会長

総じて、一番はじめに委員さんが話したことに戻りますが、この「柔軟に対応する」のところがど うも曖昧ということで、文章表現を統一して示したほうが、すべて統一したほうが良いのではないか と思われますが、これはいかがですか。

それぞれでやっていると、またバラバラになりそうな感じで、統一した表現として趣旨を示すとい うことでいかがですかね。

○委員

すみません。先ほど「同じです」と言ったのは、校長会として出ておりますので、「原則として」のところの四角の部分が基になっていて、例えば休養日のところの 2 ページを見ると、「休養日は必要である」で始まって、「休養日は大切である」ときておいて、最後は「柔軟に対応する」というと、やはりここはだんだん曖昧になってきている。

やはり職員に部活動に従事させるときに、結局「やって良いですよね」みたいな話になっていくよりは、「設定する」という形で、やはり全ページにおいて「柔軟に対応する」という言葉が非常に目についてしまうので、結局、「守らなくて良いの」みたいなことになってはいけないと思います。

それで先ほど「同じです」ということで、「設定する」ということで良いのではと思います。

○会長

みなさんいかがでしょうか。そういった表現について、統一した表現でまとめてみると。

元々の事務局の意見も、「柔軟に対応する」ということは設定するのだけれど、どこにもっていく かということについての柔軟性という意味の柔軟ですよね。

○委員

設定のことですよね。あくまでも「柔軟に対応する」というのは。

○委員

「柔軟」と入る場所が違うのではないですか。最後に柔軟がくるので、何か全部OKみたいな。

○会長

「柔軟に対応して設定する」で。

○委員

2ページであれば、「合宿等が開催された場合、柔軟に休養日を他の日に」と。入るところが違う。

○委員

先ほど言われたのは、「適切に確保する」というような文言だったと思います。ですから、「柔軟に対応する」というところを、「休養日を適切に確保する」、あるいは「設定する」というように書けば、全部すんなりといくのかなと思いますが。「確保」あるいは「設定する」というような文言を統一したほうが良いかなと思います。

○会長

先ほど G のところで、委員さんがおっしゃったようなまとめ方にしてみる。「設定する」というような。

○委員

どなたかは忘れましたが、はい。

○会長

よろしいでしょうか。事務局もよろしいでしょうか。そういったような表現で。

………質問・意見なし………

それでは、ここを統一した表記でお願いします。

中学校のところはここまでですが、よろしいでしょうか。全体を通して、中学校のところはいかがでしょうか。

……質問・意見なし………

それでは、次にまいります。

5 ページ、高校のほうですけれども、ここの D、学期中の休養日になります。ここはいかがでしょうか。

○会長

今、黒丸の話ですか。文章の問題については、文章統一を図る必要がありますね。はじめの黒丸の ところの設定、「柔軟に」というところがありますが、その前のつなぎのここのところも。

真ん中の白丸の中高のところ、ここの「心身両方の面から」というところの1ぽつ2ぽつ3ぽつ4 ぽつありますけれども、これはどこからか引用されたものでしょうか。

○事務局

資料は手元にないですが、引用しました。

○会長

もし引用があれば、そこにやはり記載が必要になります。出典を明記しないと、剽窃(ひょうせつ) まではいきませんけれども、やはり問題が起こります。

5ページはよろしいですか。

○委員

前回も少し話題になったのですけれども、しまね家庭の日の高校のほうの認識というのですか、中学校の話が随分前回も、前々回も出ていまして、大会を設けない、昨年度末のところでも出ていましたけれども、しまね家庭の日というそのものが、どこがアナウンスされて、「こういう日ですよ」ということで、県民も学校も生徒児童も含めてですけれども、高校で、これをまた議論になるのですけれども、「大会運営上はなかなか困る」という話も出ていましたので、取り組みを考慮するというのが、中高併せてこれを入れていくのか。

○会長

しまね家庭の日は、前回、資料が出ましたか。

○事務局

はい。出しております。

○会長

青少年家庭課と青少年何とか会議ですね。

○事務局

青少年育成島根県民会議です。

○会長

この取り組みについて、前回、小学校のほうでは、これをしっかり取り入れてやっているということ。中学校でも取り入れてやっているということの話が出ましたけれども、高校はそこまで。

○委員

大会を開催するにあたってはなかなか厳しい日程条件になってくるという話で、それは仕方ないであろうという話もあったのですけれども、中高一緒にして考えていくならば、こういう文言を入れても良いかと思いますが、現実的にどうなのかなという話で、一斉に「この日はもう部活動もやめましょう」みたいな話で盛り上がるのか、盛り上げていくのかということも少し気になったものですから、この丸が。

高校の先生方にも取り組み状況、「こういうのがありますよ」と敢えてお知らせをして、「色々考えていきなさいよ」というものにするのか。それならそれで良いかなと思います。どう捉えるかということです。

○会長

もちろんこれは青少年家庭課の会議ですけれども、青少年育成島根県民会議ですか、教育委員会も 共催して多分やっておられると、現場には行っていないと思うのですが、これはどうなのですか。小 学校が一番取り組みがしっかりしているという話が前回ありましたが、どのようなルートで。

○委員

県のほうから示されたということしか私も良くは覚えておりませんが、それで周知をしていって、 今、スポ少とかは設定をしていないとはなっておりますが、その経緯については県のほうが詳しいの ではないかと思います。

○会長

そうですか。中学校はいかがでしたか。

○委員

中学校は前回申したとおりですが、松江市東部のほうでは、今のこのような取り組みをやっていこうということになっていますが、なかなか施設の関係、大会の関係の、土曜日やって日曜ができないということになってくるようなことがあって、やらざるを得ないという日もあると。

○会長

しまね家庭の日そのものの周知や取り組みについてですけれども、これは市教委から。

○委員

市教委ではないです。県の中体連という形で、中学校長会研修会として市郡中体連へという形で研修会をいたしました。

○委員

高校でこういう議論をしたことはないですよね。

○委員

したことがないですし、周知のために何かがあったとかないので、一般の先生方もそういう意識が ないと思います。

それから、少し私もここのところ、これを高校も入れるべきなのか、先生たちを通して家庭に周知 すべきなのか、少し迷っています。

例えば高校の場合は、第3日曜日はお休みにすると、寮生もいまして、そういう人たちは家庭に帰ることはできなくて、寮で「何をするか」みたいな、持て余す生徒も、もちろん全部ではないのですが、いるのです。

そういう状況よりは、むしろ日曜日とかは適切な部活動をして、月曜日にお休みにするという、き ちんとした生活をさせるというほうが、一部の生徒ですけれども、良い場合があるので、高校生まで これを考慮する程度で良いのならば良いのですけれども、全体でという形になると、厳しい面もあると思います。

○委員

小中は比較的、しまね家庭の日の、学校もそうですけれども、家庭も第3日曜日は部活動はないと 思っておられるところが比較的多くて、この日は家庭の行事を入れるとか、「休みですよ」ということ を月の予定表に入れていたりということで、子どもたち・家庭はそのつもりでここに入ることもある かもしれないです。

ですから、子どもの家庭の立場からいうと、その日がしまね家庭の日なのです。それから高校では違うのか、それはまた別の話であって、考慮する部分は残されておいたほうが良いのかなという気はするのですけれども、統一する、しないは別として、実施は小中はしているので、どのようなものでしょうか。見る観点的な違いかもしれませんけれども、家庭からするとどうかなと思います。ですから、たまに、「なぜ第3に部活があるのですか」という問い合わせがあることもあります。

○会長

実は青少年家庭課の担当者を知っているものですから、少しお聞きしたのです。そうしたら、「いや、これは子どもたちだけのものではないですから。指導者も親ですから」という話がきまして、「そうなのか」と思ったこともありました。そういったことで、しまね家庭の日が設定されているのだなというのも一方ではあるというのを再認識させられたということでした。

ただ、こういったところにこういったことを書き込むべきかという議論になると思います。確かに これは島根全体で大事にすべき問題ではありますけれども、敢えてここに書き込むことが必要かどう か。特に高校はそのような実態がある中で、現状もあり、高校の魅力化で、たくさん県外からも生徒 さんたちがいらっしゃっていますよね。

例えば小学校、中学校の子どもさんには、「家庭の日を大事にしましょう」ということで、毎月第3 日曜日を休みにしました。お父さん・お母さんは、部活動に出ています。というようなことが生じる こともありますよね。

○事務局

先ほどから色々ご指摘いただきまして、ありがとうございます。前回お配りいたしましたしまね家庭の日の基本方針を改めて見てみますと、随分昔、平成14年から行われているんだなということは、長く行われているんだということをお気づきになった方もいらっしゃると思うのですけれども、見てみますと、その対象となっているのがどうも市町村・市町村教育委員会を通してのものということで

すので、小学校・中学校限定とまでは言いませんけれども、を中心とした活動として位置付けられて いるようです。

したがいまして、しまね家庭の日について、例えば県立学校の校長会などで協力要請を求められる といったようなことも実は記憶にありませんで、多分、今日お集まりの高校の校長先生方もみなさん そうではないかと思います。

しかしながら、ここに事務局として、敢えてそれを入れましたのは、先ほど委員の方がおっしゃったように、小中学校では割と温度差はあるものの、徹底してやっていらっしゃるところがある。「なぜそもそも第3日曜日は休みではないのですか」ということを私、校長をしていたら、直接親御さんから聞いたこともありまして、ですから、やはりそれは高校の教員としては知っておかなければいけないことなんだろうなと、そのときに感じました。

ただ、もちろん日程等について、本当にその日が休みにできるかどうかというのはかなり問題もありますので、考慮した上で、仮にその週の1日をここにもってくることができれば、そこを優先してやってくださいと、そうしたニュアンスのものです。

それから、中学校についても同じく考慮するという言い方になっているのは、これは市町村によってかなり温度差があるので、これを一律にということも、この方針のレベルではなかなか書き込めないのではないかということで、結果的にいずれも同じ「考慮する」というような書き方とさせていただいて提案しております。

○会長

元々、島根県ということでの普及をしているわけですので、考慮するというところを斟酌して対応 していくという考え方でいかがですか、よろしいでしょうか。

○委員

そうすると、これは白丸になっていますけど、黒丸になって記述されるということになるのですか。

○事務局

これもいつ言われるかなと思っていまして、本来は黒丸の上に白丸になっている項目もたくさんありますので、この辺りも少し整理し直させていただき、そのあとの「高等学校では」とか「重点校をはじめとする」など、これも考慮事項ですので、この辺りの整理はまたやらせていただければと思います。

○会長

そこのところは自黒つけていただくということではないでしょうか。

それでは、このページはよろしいでしょうか。

………質問・意見なし………

それでは、6ページに移動します。

学期中の活動時間についてのページでございます。ご意見お願いいたします。

○委員

すみません、1つ教えてください。

3 ページの中学校のほうを見ますと、科学的見地かは分かりませんけれども、週当たりの活動時間における上限 16 時間未満。これは「ジュニア期における」と書いてあります。中学生までがジュニアなのか、高校はいわゆる、もう大人の扱いなのか、そこのところが少し、高校のときには書いていないのですが、そこのところを少しはっきり教えていただけたらと思います。

○会長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局

文献の概要からすると、オーバートレーニングに関する国際的な研究という文献があって、それは 14歳から19歳が対象になっています。

○委員

ここで高校生を抜いてあるのは、何か理由がありますか。時間のことがあるのかなと思いながら見たのですが。

○会長

そこを記載していないのは何か意味があるのでしょうか。上限設定がここにはあるわけですけども。

○事務局

活動時間は、原則として3時間、学校の休業日は4時間となると、少し外れるなということがあったので。

○会長

このジュニア期の年齢設定で、これがどうなっているのかということとも関連があろうかと思います。こちらでは「オーバーワークはいけませんよ」ということを書いてありますので、これがもし高校にも含まれるのであれば、時間設定上、少し矛盾しているのではないかということにもなるわけですよね。片方には書き込みがあって、片方にはなくて、良く読んでみたら矛盾しているという結果にもなりがちですので。

ここの3ページにあがっているこの文献の、この「ジュニア期における」というところを少し精査 していただいて、どのような基準でこれが書かれているのかということについて、もう一回精査をお 願いしてもよろしいでしょうか。

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。ここは「柔軟に対応する」が非常に多い ところですけれども、ここの整理もお願いするところですね。よろしいでしょうか。

……質問・意見なし………

それでは、次に7ページのF、長期休業中の休養日・活動時間についてのところですが、いかがでしょうか。

………質問・意見なし………

それでは、その下の G、全体、高校の考慮すべき留意点というのがありますが、2 つあります。1 つ目は先ほど出た問題です。2 つ目もそうですね。先ほどの論点整理でよろしいでございますね。

………質問・意見なし………

それでは、大きい 3 番のところです。教員の働き改革の観点から考慮すべき事項がありますが、3 ぽつあります。これはいかがでしょうか。

○委員

3 つ目に「できるよう配慮すること」というように書いてありますが、これは誰が誰に対して配慮 するという意味で書いてあるのでしょうか。

○事務局

教員の働き方として、教員とか休むことができれば、管理職の方とかが休みを取るというような形で設定していただきたいと。

○委員

管理職が、それぞれの顧問がしっかり休みを確保できるように配慮して、計画づくりに関わっていくというような。

○事務局

そういうことです。

○会長

これは管理職への配慮ですか。

○事務局

それも含んで、自分のケアにも努めてもらうということもありますので。

○委員

主語がないと、誰に対して言っているのかな。顧問自身が自分で考えなさいという意味なのか、学校として取り組みなさいということなのかでだいぶ違ってくると思うのですが。

「顧問自身で考えて計画しなさい」というと、結局、現状と変らないと思います。もちろん、自分で「主体的に年間このようにやっていく」というようにやって、計画的にやっていらっしゃる顧問もいらっしゃいますけれども、そういうこと良く分からずに、何となくやらざるを得ない状態で、とにかくどんどん練習しているという顧問もたくさんいらっしゃるということになると、顧問も「自分で考えてね」ということは、恐らく現状は何も変らないと思います。

○委員

これは(3)の題目の「考慮すべき」の考慮が、誰が考慮する、我々がこの会議で考慮するのであれば、配慮するのも我々かなと思ったりするのですけれども。その辺り、顧問なのか校長なのかみたいな。

○委員

解決してガイドラインをつくりましょうということですね。

○事務局

これは、県の方針の中に項目を立てていこうと思っていますので、県は学校設置者の立場として、 それから、市町村教育委員会で次に方針を立てられるときに、「このことについても触れてください」 という思いがある。ということは、管理職の先生はもちろん、それぞれの顧問の先生にもこのことが 行き渡るような、広く全体でこのことが取り組めるようにという、そういう方針を県の方針の中に盛 り込んだらどうでしょうかという意味で載せています。 我々ずっと在り方検討会は、生徒の視点からずっとみなさんに議論いただいておりまして、在り方検討会の一番入り口のときに、顧問の先生、いわゆる教員の側についても色々課題がある。生徒のほうも課題がある。両方のことの課題について、どう対応していったら良いかをみなさんで議論いただくということだったので、事務局で書き添えてみたところです。

○委員

これからの議論の視点として、「こういう 3 つでどうでしょうか」というような意味ですか。私は てっきりガイドラインにこういった文章が載るのかというように。

○事務局

載せるつもりです。今日お出ししているのは、ガイドラインにこういった項目を載せたいなという ことでお示しをしております。

○事務局

補足ですが、今日お渡しいたしました他県の既に行っているリーフレットであるとか、通知文を見ますと、一部、働き方改革を意識した記述内容を含むものもありますが、ほとんどは生徒の立場に立った記述で、最初から最後まで通しているというものが結構多くあります。

ただ、教員の働き方改革は、生徒にとっての望ましい教育環境の提供という意味のとても大切なことですので、それもまた生徒のためになる、子どもたちのためになるという、そういうことから敢えてこの項目を1つ加えたということです。

実際、こういう点については、これまでの会の中でもたくさん委員の方から出てきた意見です。それを途中に入れ込むのではなくて、あまり長いのもどうかと思うのですが、短くても端的に項目として載せたい。事務局としてはそのように整理させていただきました。

誰が考慮するのかについては、先ほど課長が申し上げたとおり、設置者、それから学校長及び顧問自身、これは全員ですので、働き方改革の観点から考慮すべき事項のすぐ下にでも、もし必要であれば「誰々はこういうことについて考慮することが必要である」と。そういうことを1つ入れておけば、誤解はないのかなと。今、少し思いました。そういったことも含めた書き方については考えさせていただければと思います。

○会長

全体的には、この方針のガイドラインなのです。まとめ方として、はじめの1ページに出たような ところの一部だと思うのですけれども、敢えてここに教員の働き方改革の観点から考慮すべき事項と、 ここに入ってきた、ほかにもあるわけですよね。例えば、外部指導者の登用のこととか、あるいは複数顧問制度の推奨とか、こういったことが働き方改革の大きな目玉になってくると思うのですけれども、それは別のところに。

○事務局

実は今日、この資料2のほうで、県の方針の、今まで休養日・活動時間、これを中心に議論していただきました。よその県の方針を見てみますと、先ほどおっしゃった外部指導者のことであったりとか、合同チームの取り組みのことであったりとか、部活動で色々な周辺の事情を取り込んで方針にしているところがあります。

今日は時間がもし許せば、そういった項目も、ほかの県の状況を説明しながら、うちの県で部活動の方針の中に、更に休養日・活動時間以外のもので何か盛り込むことはないかということを委員のみなさんから意見を聞こうと思っておりましたので、そのような段取りで考えております。

○会長

それでは、高校のまとめをせずにここまで来ましたが、高校全体で何かございますでしょうか。

○委員

少し言い漏らしましたが、Fのところ、高校も中学もあるのですけれども、休養日の黒丸の、「ある程度長期な休養期間」、これは大体どのぐらいを想定といいますか、3日ぐらいで良いのかとか、2日は長期といえないとか、何かイメージできないかなと思いますけれども。

○事務局

他県さんを見ると、やはり5日間というのが書いてあったりしておりましたけれども。

○委員

その辺りも学校の裁量でということで良いのですかね。

○会長

よろしいですか。全体を通して、ほかに何かございますか。

○委員

先ほどの働き方改革のところなのですけれども、一つひとつ部活動の活動量というのもあるのですけれども、1 つの部を何人の教員で見るかということもすごく、生徒にとってもですけれども、仕事の負担としては非常に大きいと思っておりまして、確か文科省のガイドラインには「適切な数の部活動を設置する」というのがあったといいますか、最初の会であったと思います。

気になって調べたのですけれども、ある大規模校、ぱっと分かったのは平成 11 年に 72 人常勤の教育職員がいたときに、運動部が 23、文化部が 21 だったのが、昨年度、57 人にまで減っているのに、運動部は 25 に増えています。文化部が 19。そして合計は変わらないと。こういう学校があると、当然 1 人分の負担というのが相当大きくなっていると思うのですけれども、部活動の統廃合は色々な学校で総論賛成で各論反対になったという意見があるので、単純に減らせないというのは分かるのですけれども、一人ひとりの負担ということから考えると、適正な数の、何が適正かというのはあるのですけれども、部活動という視点というのは、常に持っておかないといけないのではないかなと。それをこのガイドラインに盛り込むかどうかは分からないのですけれども、しっかりそういう視点は常に持っておかなくてはいけないのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○会長

分かりました。そこのところは先ほどの私の発言も同じだったと思いますが、ここと関連するところを次にありますので、先ほど課長がおっしゃったようなところでつなぎますので、そこで。

それでは、これまでのこの資料については収めさせていただいて、今日は休養日とか活動時間についてご議論いただきました。このほかに、このまとめの方針に記載すべき事項について検討していただきたいことがございます。これについて、事務局からお願いいたします。

○事務局

資料の3をご覧ください。先ほど色々な意見が出ておりました、今、策定済みの都府県の方針に記載されている項目ということで、そこに11項目挙げております。

効果的・適切な指導に向けて(研修会のあり方)。体罰・セクハラ・不祥事等の防止。分けて書いてあるところもありますが、一括して書いてあるところもございます。安全管理について(施設・設備・用具・健康面・気候の面)。未然の事故防止。先ほどもありました学校規模に応じた部活動の設置について。合同チームの取り組みについて。複数顧問制による運営について。部活動の外部指導者(部活動指導員)等の活用について。参加する大会等の精選・見直しについて。保護者の理解と協力。地域における協働と融合ということで、ほとんどの都府県、こういったことが書かれております。書き方であるとか、章立てについては各県によって違いますけれども、大体網羅がしてあるというようなと

ころです。

これらを参考にしていただいて、島根県でも記載すべき項目である、逆に不要ではないかというような項目がありましたら、ご意見をいただきたいというように思っております。

○会長

難しいかもしれませんけれども、何かこの項目、あるいはこの項目に関すること、あるいはこの項目以外にこういったことがあったほうが良いのではないかということがありましたら、お願いいたします。他県のものも今日示されておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員

この策定しようとしているガイドラインが、向かおうとしているベクトルのことで考えると、保護者、それから地域、そういうところと広く合意形成を図っていくという方向として、この2つはあったほうが良いのではないかなと思います。

○会長

具体的にありますかね。一番下に地域における協働・融合とかありますが、保護者とか。

○委員

保護者・地域、どういう形でどういった合意形成が図れるかは分からないのですけれども、学校関係者の意味なのですかね、独りよがりであっては物事がうまく進まないという。理念として、「こういう方向で向かっていきましょう」という形のものを示すとすれば、保護者の理解や協力ももちろん必要でしょうし、地域の中に学校というのはありますから、地域との関係みたいな柱があっても良いかなと。具体は言えませんけれども。

○会長

この下に2つ、保護者の理解と協力とかがありますが、これ以外にという意味なのでしょうか。

○委員

いえ、これは島根のガイドラインにもいるのではないかということです。

○会長

なるほど。これが必要ではないかという意見ですね。これには大体載せようというものでしょうか。

○事務局

ほかの県では、もう策定済みのところは載せてあります。島根県ではいかがでしょうかということです。

○会長

私、勘違いしておりました。記載されているから、こういった項目立てをしましょうということか と思いました。

大体、策定済みの都道府県の場合には、大体こういったことが網羅されていると思います。島根県でもこれがどうかということなのですが。

神奈川県あたりは確か簡易版が3ページぐらいで収まっているのもありましたよね。それから、ガイドライン本編とリーフレットにした場合、どこまでまとめていくかということになろうかと思いますが、本編では大体並べないと読みづらいのかなと思いますが。

今回出されるこのガイドラインというのは初めてのものですので、全編出したほうが良いように思うのですが、いかがでしょうか。2番目の項目辺りは、前回のものでも出ているものではありますけど、こういった再掲は必要であろうと思いますけども。これは体罰・セクハラ・不祥事、セクハラに限って載っていますか。ハラスメントじゃなくて、セクハラで。

○事務局

パワハラとかも含んでいます。ハラスメントですね。

○会長

大体、県の方針としてはどのくらいの規模といいますか、ページ数とか内容量をお考えですか。全 部載せるとか、ここを精選していかないといけないというのが何かありますでしょうか。それもここ の考え方ですか。

○事務局

ご意見いただきたいと思いますが。

○会長

みなさんいかがでしょうか。今回、部活動の在り方についてのガイドラインですので、一部の活動 期間とか、だけあっても何かおかしいような気もします。全体が網羅していないと、ガイドラインに ないように私は思うのですが、いかがでしょうか。ご意見をみなさんお願いします。

………質問・意見なし………

その方向でよろしいでございますか。

……異議なし………

もし、このほかに、特にこういった項目を取り上げていただきたいということが今ありましたら、 発表していただきたいのですが。

○委員

部活動の位置づけは、学習指導要領の中で、生徒の自主的・自発的な参加というところで位置付けられているというか、謳われているということを踏まえると、生徒の声を聞き取ってということはすごく重要かなというように思うので、そういうベクトルも一つあって良いのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

このことについては、生徒からのアンケートもありましたよね。どこか項目を並べたところもありましたけれども、こういった声も反映するというところの基礎資料が、資料編もまた出ますよね。

委員さんがおっしゃったような、視点を加えたものとして内容を構成していく。今、ベクトルという言葉が出ましたけれども、やはり色々な方がいて、やはり同じほうのベクトルを向いていなければいけないので、その中に生徒の視点というのを取り入れておくべきということだと思います。そういった感じでよろしいでしょうか。

ここに示されている項目だけ見ると、一般的なものがあって、プラスしてというように感じやすい のですが、例えばそこに「誰々が何々を策定する」、そういったものが全部出てくるわけですよね、全 体的には。県が策定して、市町村が策定してということは出てくるわけですよね。

○事務局

はい。

○会長

ですから、そこの項目だけが、全体が分からないのでなかなか難しいのかなと思うのですが。 ここのところは大体該当しているということで、これ以上はなかなか時間もないので、次回はどのような内容になりますでしょうか。

○事務局

今の会議の意見をいただいて、もう 1 回ここのところを直していきたいというように思いますし、 それから、今の項目のところで、県の方針を固めていきたいというように思っております。

○会長

分かりました。

それでは、今日の議事全体を通して、何かご質問やご意見等はございますでしょうか。

○委員

働き方改革に係って、少しお訊ねしたいのですが、どこかの文章で見たと思うのですけれども、この部活動の年間計画等々をつくっていって、休みがここでというのをつくっていく。それは各学校で委員会を立ち上げていって、何人か教員が集まって、そういうものをつくっていって地域に周知すると。それを毎月時間の集計をして、きちんと教育委員会等に報告するというようなことがやはりあるのでしょうか。

○事務局

今、考えております。前回も意見がございましたけれども、その年間計画用紙については簡易なもので、なるべく先生方の負担にならないようなものを県のほうでも検討してつくってお示ししたいというように思っております。

○委員

お願いしたいのは、よく「〇〇委員会をつくりなさい」というのが下りてくるのですけれども、それで働き方改革に逆行しているということが結構ございまして、何とかなりませんかということです。 お願いです。

○会長

ほかに何かございませんでしょうか。

……質問・意見なし………

それでは、事務局から次回会議の日程、内容について、今一度ご説明願います。

○事務局

次回は7月18日の水曜日の14時から、この場所で会議を行いたいと思います。終業式と県の中学

校の総体を外しているというように確認をしましたけれども、終業式前の忙しいところではないかと 思いますが、もう一度言います。7月18日水曜日、14時からここでお願いしたいと思います。すぐ にはご返事が無理だと思いますので、改めてご案内をいたします。

○会長

それでは、これで本日の議長としての務めを終わらせていただきます。ご協力ありがとうございま した。

それでは、事務局のほうにお返しします。

○事務局

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、島根県教育委員会教育監、高橋泰幸が、ひと言御礼を申し上げます。

教育監挨拶

ひと言御礼を申し上げます。

今日も前回と同じく、休みなしの2時間ぶっ通し、大変お疲れさまでした。お陰様で、特に県の方針の具体的な肝となる部分、活動時間と活動日、その記述方法について、貴重なご意見をたくさんいただきました。なかなかクリアするのが難しい宿題もございますけれども、もう一度揉み直して、みなさんにご提示させていただきたいと考えております。

併せまして、資料3のところにございました項目については、あと1ヵ月後でございますので、どこまで具体的なものが出せるかどうか不透明なところがございますが、まずは活動日・活動時間のところでもう一度ご意見を頂戴できればと考えております。

在り方検討会もほぼ毎月の開催となりまして、それぞれの立場から今日もご意見を頂戴いたしております。小学校・中学校・高等学校それぞれの校長会の立場、あるいはスポーツ推進を担う小体連・中体連・高体連のお立場。それぞれの構成員の皆様によって、様々に思いもあろうかと思います。あちらを立てればこちらが立たずといったようなことも今後予想されますが、ただ、やはり実効性のあるガイドライン・方針にしたいというのが皆様方の一致したご意見でございますので、もう既にお取り組みのところもおありかと思いますけれども、それぞれの組織における伝達といいますか周知、それもまた併せてお願いいたしまして、本日のご挨拶とさせていただきます。

大変長時間にわたりまして、ありがとうございました。